



IASB におけるプット・オプション付き株式に関する円卓会議

国際会計基準審議会 (IASB) は、11 月に円卓会議を開催し、IAS 第 32 号「金融商品：表示」の改訂案について議論しました。この改訂案によると、プット・オプション付き株式および期限付きの企業の株式は、負債ではなく資産に分類される可能性があります。これにより会計処理は簡素化され、会計上の不整合が削減されるでしょう。PwC の UK アカウンティング・コンサルティング・サービスの Fredré Ferreira が説明するとおり、この改訂は、共同組合あるいはパートナーシップとして設立された企業および投資ファンドに最も大きな影響を与えるでしょう。

IASB は、2006 年 6 月、IAS 第 32 号に限定的な改訂を行う公開草案を公表しました。この草案では、公正価値でのプット・オプションが付いた株式あるいは本質的に株式と類似の特性を持つ期限付きの企業の株式は、資本に分類しなければならないとしていました。コメント提出者の多くは、これらの提案は十分なものではないと考えていました。特に、ドイツにおけるリミテッド・パートナーシップの多くは、当草案を有利に活用することができませんでした。現行の IAS 第 32 号は、発行企業が現金の支払いを回避できないことを理由に、プット・オプション付き金融商品の保有者に対して、これを負債に分類するよう要求しています。このため、IASB スタッフは、円卓会議で新たな提案を行いました。

PwC グローバル ACS 金融商品チームのリーダーで、PwC の代表として円卓会議に参加した Pauline Wallace は、「我々は、除外範囲の拡大を歓迎します」と述べ、さらに、「我々は、公表までの期間に、より詳細なコンサルテーションを実施することの必要性も強調します」と述べました。

この円卓会議における提案は、劣後性が最も高い分類の金融商品であるプット・オプション付き金融商品、および企業の成果に含まれる持分 (損益あるいは純資産) を、資本に分類するよう要求しています。これは、公正価値以外の価値 (共同組合における一部の名目持分を含む) によるプット・オプション付き金融商品も資本に分類される可能性があることを意味します。当会議の議論では、改訂案によって生じる実務上の問題に焦点が当てられました。当会議では、この改訂に関しては支持が得られましたが、会議参加者は改訂によるすべての影響を検討する時間が十分にないことに懸念を示しました。

当会議におけるコメントを検討した結果、IASB は、2 つの主な領域について当草案を再検討することで合意しました。

- この提案は、劣後性が最も高い分類の金融商品のすべての特徴が同一であることを要求しています。一部のパートナーシップ契約におけるジェネラル・パートナーによって発行される保証は、この要件に反しないでしょう。しかし、このことは濫用され易いという理由により、参加者の多くが異議を唱えました。IASB は、この除外の影響を明確化、そして将来これを制限することの必要性を認めました。
- 参加者の多くは、公正価値でのプット・オプションが付いた株式を、当改訂の範囲から除外するかどうかという根本的な問題も含めて、資本に分類するための条件は、明瞭性に欠けると感じていました。IASB は、意図した内容を明確に示すため、該当するセクションを書き直すことに同意しました。

改訂案は範囲が限定されており、類推適用ができないため、ドラフトの明瞭性を確保することが重要になります。特に難しい問題は、投資顧問業界の企業の組織構造によるものです。業界の代表者は、IASB による検討のために、標準的な企業の組織構造の例を提供することに同意しました。

子会社が保有するプット・オプション付き金融商品の資本への分類は、連結レベルまでは浸透しないでしょう。これらの金融商品が連結において最劣後する分類に含まれているとは考えられていませんでした。また、連結レベルでの資本への分類は、特定の会計処理を達成するよう意図した構造化の余地を与えることになるでしょう。

IAS 第 32 号に基づいて資本に分類された金融商品が、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」および IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の下でも同様に分類されるようにするため、これらの基準も付随的に改訂される予定です。この改訂により、IFRIC 第 2 号「協同組合に対する組合員の持分及び類似の金融商品」の適用が影響を受けることはないでしょう。現行の基準の下で負債に分類された金融商品のみが、その影響を受ける可能性があります。

この円卓会議で示されたコメントは、IAS 第 32 号の改訂の変更として、今月（12 月）開催される IASB のミーティングで検討されます。関係者は、IASB のウェブサイトで更新される情報に注意し、改訂案の公表とコメントの募集に備える必要があります。

お問合せ： あらた監査法人（広報）

あらた監査法人

〒108-0014

東京都港区芝浦4丁目2-8

住友不動産三田ツインビル東館13階

電話:03-6858-0179(直通)

メールアドレス: aratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 ヶ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.